

焼津市津波防災地域づくり推進計画

平成 26 年 3 月

焼 津 市

はじめに

約 15.5 キロメートルの海岸線を有する本市では、地震・津波災害に対し、まず、市民の「命を守る」こと、次に「財産を守る」こと、そして、産業の継続性を維持するための「生産活動を守る」ことが必要不可欠であります。

喫緊の課題である地震・津波災害に強いまちづくりを進めていくため、本市では、学識経験者、自治会連合会、国、県、市の担当者からなる策定協議会を設置し、同協議会の議論を受け「焼津市津波防災地域づくり推進計画」を策定しました。

この推進計画は、国、県及び市の連携・協働、さらには市民の主体的な行動の下、ハード・ソフト両面の施策を組み合わせた「多重防御」の発想による地震・津波災害に強いまちづくりを進めるものです。今後は、本推進計画の着実な計画・実施・検証・改善を継続的に行うことにより、安全・安心なまちの実現を目指してまいります。

平成 26 年 3 月

焼津市長 中 野 弘 道

目次

序章 推進計画策定にあたって

第1章 焼津市の現状とこれまでの取り組み

| | | |
|--------|-------------------------|----|
| 1.1. | 土地形状・気候 | 1 |
| 1.2. | 交通 | 1 |
| 1.3. | 市の歴史 | 2 |
| 1.4. | 人口・産業等 | 3 |
| 1.4.1. | 人口・世帯数の推移 | 3 |
| 1.4.2. | 地区別人口 | 5 |
| 1.4.3. | 年代別人口と高齢化率 | 7 |
| 1.4.4. | 産業 | 8 |
| 1.4.5. | 農業 | 12 |
| 1.5. | 土地利用、都市構造 | 13 |
| 1.5.1. | 交通基盤（都市計画道路・幹線道路区間図） | 13 |
| 1.5.2. | 緊急輸送路の指定状況 | 14 |
| 1.5.3. | 都市計画区域、区域区分 | 15 |
| 1.5.4. | 法適用（森林法） | 16 |
| 1.5.5. | 法適用（農業振興地域の整備に関する法律） | 17 |
| 1.5.6. | 地区別特性 | 18 |
| 1.6. | 上位・関連計画 | 20 |
| 1.6.1. | 焼津市第5次総合計画（平成23年3月） | 20 |
| 1.6.2. | 焼津市第3次国土利用計画（平成22年10月） | 22 |
| 1.6.3. | 都市計画マスタープラン | 23 |
| 1.6.4. | 焼津市中心市街地活性化基本計画（平成15年度） | 27 |
| 1.6.5. | 焼津漁港マスタープラン | 29 |
| 1.7. | 焼津市がこれまで講じてきた地震・津波防災施策 | 31 |
| 1.7.1. | 焼津市がこれまで講じてきた地震・津波防災施策 | 31 |
| 1.7.2. | これまでの地震・津波防災施策に対する市民の認識 | 32 |

第2章 想定される地震・津波災害

| | | |
|--------|--------------------------|----|
| 2.1. | 地震・津波災害履歴 | 34 |
| 2.2. | 静岡県による被害想定及び対策 | 36 |
| 2.2.1. | 静岡県第4次地震被害想定 | 36 |
| 2.2.2. | 静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013 | 45 |
| 2.3. | 津波による避難が困難な地域 | 49 |
| 2.3.1. | 検討手法 | 49 |
| 2.3.2. | 特定避難困難地域 | 51 |

第3章 推進計画区域

| | | |
|------|-----------------|----|
| 3.1. | 推進計画区域の定義 | 53 |
| 3.2. | 本市における推進計画区域の設定 | 53 |

第4章 地震・津波災害に強いまちづくりに向けた基本的な考え方

| | | |
|--------|----------------------|----|
| 4.1. | 地震・津波災害に強いまちづくりの基本方針 | 54 |
| 4.2. | 実現に向けた取組方針 | 55 |
| 4.3. | 土地利用及び警戒避難体制の整備 | 57 |
| 4.3.1. | 土地利用に関する方針 | 57 |
| 4.3.2. | 警戒避難体制に関する方針 | 63 |

第5章 地震・津波災害に強いまちづくりの推進のために行う事業又は事務

| | | |
|--------|---|----|
| 5.1. | 課題の抽出 | 66 |
| 5.1.1. | 地区別の課題 | 67 |
| 5.1.2. | 課題のまとめ | 78 |
| 5.2. | 課題に対する対策の方向性 | 80 |
| 5.3. | 事業又は事務の体系 | 81 |
| 5.3.1. | 全市的な取り組み | 83 |
| 5.3.2. | 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等にかかる施設の整備 | 86 |
| 5.3.3. | 津波防護施設の整備 | 90 |
| 5.3.4. | 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備、 土地区画整理事業等の市街地の整備改善 | 90 |
| 5.3.5. | 避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、 円滑な避難確保のための施設の整備 | 90 |
| 5.3.6. | 集団移転促進事業に関する事項 | 93 |
| 5.3.7. | 地籍調査の実施に関する事項 | 93 |
| 5.3.8. | 民間資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進 | 94 |
| 5.4. | 施策のまとめ | 95 |
| 5.4.1. | 地震・津波防災に関する課題に対する施策の対応 | 95 |
| 5.4.2. | 施策の実施対象地区 | 96 |

第6章 今後の進め方

| | | |
|------|----------------|-----|
| 6.1. | 本計画の普及と自助意識の啓発 | 100 |
| 6.2. | 本計画の継続的な評価・検証 | 100 |

焼津市津波防災地域づくり推進計画策定協議会委員名簿

| | |
|---------------------------|-----|
| 焼津市津波防災地域づくり推進計画策定協議会委員名簿 | 102 |
|---------------------------|-----|

序章 推進計画策定にあたって

「焼津市津波防災地域づくり推進計画」（以下「本計画」という。）は、東北地方太平洋沖地震の経験を踏まえ、津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを地域の実情に応じて具体的に進めるため成立した、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号）」に基づき、ハード、ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想により、市の津波防災地域づくりを進める指針となる計画である。

また、本計画の策定にあたっては、焼津市総合計画や国土利用計画等の上位計画や都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画等のまちづくり計画と連携を図る。

今後は、自助、共助、公助の一層の連携を図るとともに、本計画の評価・検証を継続して行い、将来にわたって安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくこととする。

焼津市津波防災地域づくりの目的

焼津市津波防災地域づくりの目的

- ① 人命を守る
- ② 財産を守る
- ③ 生産活動を守る

検討を進めるための方針

本計画は、以下の 5 つの方針に基づき検討を進める。

- ① 静岡県第 4 次地震被害想定を踏まえた地震・津波防災上の課題整理と対応方針の検討
- ② これまでに市が展開してきた個々の地震・津波対策の体系化
- ③ “人命を守る”だけでなく、“地域活動や主要産業の事業継続”の視点も重視
- ④ 沿岸部の異なる地域特性を踏まえた検討
- ⑤ 市民、事業者及び行政が一体となつての防災力向上に向けた検討